



埼玉県報

第 2792 号
平成 28 年(2016 年)
4 月 22 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター）
- と畜検査手数料の徴収事務委託（食肉衛生検査センター）
- 神扇土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 県立学校教職員用コンピュータ賃貸借に関する入札公告（高校教育指導課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 6・7 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年四月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人みどの空
- 三 代表者の氏名
神成 めぐみ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市笠原九百六十番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県の障害者、高齢者、子供まで、多世代の方を対象として、心身の健康を図ると共に、自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マイムマイム

三 代表者の氏名

中島 郁子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南一丁目二十七番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、「農業を基盤とした活動の展開」を通して、毛呂山町及びその周辺地域の人々が、障害の有るなしにかかわらず、共にいきいきと暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与すること、及び地域の活性化と共に様々な日本の伝統文化に触れ、心豊かな住みやすい街づくりに協力する。

告示

埼玉県告示第五百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上田清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
川口食肉荷受株式会社	埼玉県川口市領家四丁目七番十八号 川口食肉荷受株式会社 代表取締役 石井 一雄	平成二十八年四月 一日から 平成二十九年三月 三十一日まで
和光ミートセンター	埼玉県和光市下新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 徳次	
県北食肉センター	埼玉県熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 光一	
本庄食肉センター	埼玉県本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 増野 幸男	
北埼玉食肉センター	埼玉県加須市大字平永千四十七番地 北埼玉食肉センター事業協同組合 理事長 高鳥 義幸	

告示

埼玉県告示第五百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神扇土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住	所
理事	船川由孝	埼玉県幸手市	大字神扇千五百七十番地
同	後上孝	同	同 千五百五十三番地
同	澁谷秀夫	同	同 千五百九十七番地
同	後上正一	同	同 千五百二十六番地
同	日下部守	同	同 千六百一番地
同	小林茂	同	同 千五百十六番地
同	後上秀也	同	同 平須賀千百七十九番地一
同	新井晴夫	同	同 平須賀一丁目二百四十四番地一
監事	小沼一	同	同 六十四番地
同	後上勝太郎	同	大字神扇千四百八十二番地
同	内田清次	同	同 神扇千五百三十一番地

二 退任

職名	氏名	住	所
理事	船川由孝	埼玉県幸手市	大字神扇千五百七十番地
同	秋葉孝之	同	同 三百六十五番地七
同	澁谷秀夫	同	同 千五百九十七番地
同	後上精一	同	同 千五百二番地
同	吉田栄	同	同 千五百三十三番地
同	吉田京一	同	同 同 千六百五番地
同	小林考次	同	同 平須賀千八百十一番地
同	新井和義	同	同 平須賀二丁目五百四十番地二
監事	金沢正一	同	大字神扇千五百四十七番地
同	後上勝太郎	同	同 同 千四百八十二番地
同	小沼一	同	同 平須賀一丁目六十四番地

告 示

埼玉県告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘三丁目二十三の二
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

平成二十七年埼玉県告示第千三百十七号で公示した公共測量は、平成二十八年三月三十一日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十二号

平成二十七年埼玉県告示第八百八十二号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十二日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十三号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（空中写真撮影・オイル作成）

二 作業期間

平成二十八年六月二日から平成二十九年三月三十一日まで

三 作業地域

本庄市、神川町、長瀨町、皆野町

告示

埼玉県告示第五百八十四号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号九十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七街区八画地（八潮市大字大曾根百六十一番四外）

(2) 地積

五百五十八・五二平方メートル

(3) 予定価格

七千四百四十九万五百六十円

ロ 保留地番号五十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十二街区九画地（八潮市大字大原五百五十四番外）

(2) 地積

百九十八・九三平方メートル

(3) 予定価格

二千二百四十七万九千九十円

ハ 保留地番号百二十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十六街区四画地（八潮市大字大原五百九十六番一外）

(2) 地積

九百五十四・八〇平方メートル

(3) 予定価格

九千八百三十四万四千四百円

二 保留地番号六十一―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区十七画地（八潮市大字
大原六百九番外）

(2) 地積

百九十五・三五平方メートル

(3) 予定価格

二千八百五十二万千百円

ホ 保留地番号六十一三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区十八画地（八潮市大字
大原六百九番外）

(2) 地積

百七十五・七五平方メートル

(3) 予定価格

二千四百九十五万六千五百円

ヘ 保留地番号八十九一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十二街区六画地（八潮市大字大
原六百七番二外）

(2) 地積

二百四十三・二八平方メートル

(3) 予定価格

三千三百八万六千八十円

ト 保留地番号百三十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十四街区二画地（八潮市大字大
原六百四十五番外）

(2) 地積

百四十二・六五平方メートル

(3) 予定価格

千九百五十四万三千五十円

チ 保留地番号百三十一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十四街区九画地（八潮市大字大
原六百四十六番三）

(2) 地積

三百二・四一平方メートル

(3) 予定価格

三千八百四十万六千七十円

リ 保留地番号百三十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百六十二街区七画地（八潮市大字古新田三百三十五番一外）

(2) 地積

七百八・二五平方メートル

(3) 予定価格

六千七百二十八万三千七百五十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 未成年者

ニ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ホ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

へ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ト 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

チ 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成二十八年五月二十一日（土）から同年五月二十九日（日）まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 平成二十八年五月二十三日（月）から同年六月一日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十八年六月十二日（日）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校教職員用コンピュータ賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年9月1日（木）から平成33年8月31日（火）まで。ただし、平成29年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 星野 電話048-830-6625（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月10日（金）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月9日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月10日（金）午前10時50分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成28年6月10日（金）午前11時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年6月2日（木）午前10時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年5月6日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:2,850 computers.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system;11:00 a.m. June 10, 2016, By mail;5:00 p.m. June 9, 2016, In person;10:50 a.m. June 10, 2016.

(3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Board of Education, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6625.

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第一号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十八年四 月十五日
指定に係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字大ノ田二千三十 七番七、二千三十八番四
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	六十九・六六
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	五・〇〇

告 示

埼玉県病院事業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成28年度6・7月分）

JIS 1号 97,000リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成28年6月1日から平成28年7月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 197,700リットル

平成28年6月

イ 最初の入札に係る契約公告日

平成28年2月2日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 番匠・石井
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年5月19日午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年5月18日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年5月19日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金

の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成28年5月10日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高

砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 97,000ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. May 19, 2016 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. May 18, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十八年四月二十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十八年年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 平成二十八年年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十七年十一月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十二日


埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
小山商事株式会社 埼玉県行田市	同左	乾牧草等	トールフェスク	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		乾牧草等	オーツヘイ	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		乾牧草等	カナダチモシープレミア	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		乾牧草等	アルファルファ	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		乾牧草等	USチモシー	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		乾牧草等	カナダチモシーロープレミア	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
埼玉酪農業協同組合 埼玉県深谷市	同左	乾牧草等	ルーサン	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		乾牧草等	オーツヘイ	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
埼玉酪農業協同組合 埼玉県深谷市	同左	乾牧草等	カナダチモシー	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		乾牧草等	スーダン	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町	同左	乾牧草等	オーツヘイ	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		乾牧草等	小麦ヘイ	27.10	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	肉豚肥育用配合飼料	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	27.11	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		子豚育成用配合飼料	マルサン子豚用AP配合飼料	27.11	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		魚粉	65%フィッシュミール	27.11	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	魚粉	60%フィッシュミール	27.11	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
エナーゼ産業株式会社	同左	ビターゼ	27.10	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
埼玉県秩父郡長瀬町	同左	ビターゼ 1 4 5	27.10	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
株式会社ベンチャーウイスキー 秩父蒸留所 埼玉県秩父市	同左	ウイスキー粕	27.11	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	27.11	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
	同左	マルサン子豚用 A P 配合飼料	27.11	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
	同左	6 5 % フィッシュミール	27.11	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
	同左	とうもろこし	27.11	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
山崎製パン株式会社 埼玉第一工場 埼玉県所沢市	同左	パン屑	27.11	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
渡辺 勇 埼玉県比企郡 川島町	同左	飼料用パン粉	27.11	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
秩父石灰工業株式会社 武甲工場 埼玉県秩父郡 横瀬町	同左	重炭酸カルシウム	27.11	栄養成分等－カルシウム	無
三幾飼料株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	60%フィッシュミール	27.11	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無
ムサン油脂株式会社 埼玉県日高市	同左	脱脂糠	27.11	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

- (注) 1. 飼料の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2. 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成27年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	秩父石灰工業株式会社	最上特選消石灰	主成分－AL				
		アグリ72	主成分－AL				
		顆粒消石灰	主成分－AL				
		特製消石灰	主成分－AL				
	岩水石灰工業株式会社	60.0 消石灰	主成分－AL				
米ぬか油かす及びその粉末	ポーソー油脂株式会社	5.5 米ぬか油かす粉末	主成分－TN、TP、TK				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、AL－アルカリ分

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成27年10月、11月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	川越市	肥え土	0.41	0.08	0.27	3	14	0.72	41.8	62.91		
	(有)エー・アイ	馬ふんたい肥エクセレント	0.66	0.36	0.99	6	27	0.59	32.4	52.09		
		牛ふん堆肥	0.75	0.86	1.11	11	61	0.89	22.5	59.54		
	(有)斉藤産業	馬ふんたい肥	0.66	0.36	0.99	6	27	0.59	32.4	52.09		
		牛ふん堆肥	0.75	0.86	1.11	11	61	0.89	22.5	59.54		
	ヤマギシズム首都圏 岡部実蹟地	たい肥1号	1.34	1.78	0.87	46	179	2.85	13.8	48.92		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。